

平成 26 年 5 月 20 日開会

# 第 2 回臨時会会議録

美波町議会

見 出 表	頁
5 月 20 日 (火)	
■ 議長開会の挨拶	4
■ 町長挨拶	4
■ 議長選挙	5
■ 副議長選挙	9
■ 常任委員の選任について	11
■ 議会運営委員会の選任について	11
■ 特別委員会の選任について	12
■ 町長提案理由の説明	13
■ 議案審議	15
■ 町長追加提案理由の説明	19
■ 議案審議	19
■ 議長閉会の挨拶	20

平成 26 年 5 月 20 日 美波町議会第 2 回臨時会を美波町役場議場に招集された。

1、応召議員は次のとおりである。

1 番 舩田 邦人	2 番 岩瀬 公	3 番 江本 昇
4 番 北山 朝彦	5 番 川尻 竹藏	6 番 松本 晋児
7 番 永本善次郎	8 番 寺下 博子	9 番 向山 篤宏
10 番 戎野 博	11 番 丸龍 孝敏	12 番 中川 尚毅

1、不応召議員は次のとおりである。

な し

1、出席議員は次のとおりである。

1 番 舩田 邦人	2 番 岩瀬 公	3 番 江本 昇
4 番 北山 朝彦	5 番 川尻 竹藏	6 番 松本 晋児
7 番 永本善次郎	8 番 寺下 博子	9 番 向山 篤宏
10 番 戎野 博	11 番 丸龍 孝敏	12 番 中川 尚毅

1、本会の書記は次のとおりである。

議会事務局長 木里 茂樹

1、地方自治法第 121 条の規定により説明のために会議に出席したものは次のとおりである。

町 長	影治 信良	副 町 長	山路 和秀
教 育 長	寺内 康博	支 所 長	今津 秀貴
支 所 次 長	海司 広幸	会計管理者兼会計課長	丸岡 武
総務企画課長	磯野 晴幸	保健福祉課長	花木美名子
高齢者福祉監	島田 修	税 務 課 長	豊崎 浩司
建 設 課 長	鶴木 敏夫	産 業 振 興 課 長	小坂 進
消防防災係長	橋本 一晴	水 道 課 長	中林 伸次
日和佐病院事務長	岡本 照彦	由岐病院事務長	木本 節
学校教育課長	武田 和幸	社会教育課長	藤井 隆司
教育委員長	原田 村美	監 査 委 員	青木 昭夫

1. 会議事件は次のとおりである。

議案第 36 号 専決処分報告について

専決第 1 号 美波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

専決第 2 号 美波町税条例の一部を改正する条例の制定について

専決第 3 号 平成 25 年度 美波町一般会計補正予算（第 5 号）

専決第 4 号 平成 25 年度 美波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）

専決第 5 号 平成 25 年度 美波町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

専決第 6 号 平成 25 年度 美波町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）

専決第 7 号 平成 25 年度 美波町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

専決第 8 号 平成 25 年度 美波町国民健康保険阿部診療所特別会計補正予算  
（第 2 号）

専決第 9 号 平成 25 年度 美波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 37 号 監査委員の選出について

平成 26 年 5 月 20 日（火）

（時に 9 時 00 分）

議会事務局 長 おはようございます。議員の皆様、この度はご当選おめでとうございます。議会事務局の木里です。

本臨時会は一般選挙後、初めての議会です。議長は選挙されるまでの間、地方自治法第 107 条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。年長の永本議員をご紹介します。

永本議員、よろしくお祈いします。

議長 ただいま紹介いただきました永本でございます。本日招集されました、平成 26 年第 2 回美波町議会臨時会に当たり、ただ今、議会事務局紹介のとおり、地方自治法第 107 条の規定によって、私が臨時の議長の職務を行うことになりました。もとより、議長選挙までの限られた期間であります。議員各位のご協力によりまして、無事任務を果たしたいと存じます。なにとぞ格段のご支援を賜りますようお願い申し上げ、ご挨拶といたします。

それでは、議事に入ります。ただいまの、出席議員は 12 名です。定足数に達しておりますので、平成 26 年第 2 回美波町議会臨時会を開会いたします。

本日の会議を開きます。選挙後の初議会でございますので、町長にご挨拶をお願いいたします。影治町長よろしくお祈いします。

町長

町長 おはようございます。新緑が美しく、吹く風も爽やかに感じられる頃となりました本日、新しく選ばれました議員各位をお迎えして、平成 26 年第 2 回臨時会を開催するにあたりご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、去る 4 月 27 日執行の美波町議会議員一般選挙において、町民の皆様からのご支持と熱い信頼、そして大きな期待を担われ、見事当選の鋭意に浴されましたことはご同慶の至りであり、心からお喜びを申し上げます。

さて国内の経済状況は明るい兆しが見え始めたものの、地方においては依然として景気の低迷から脱却できず厳しい状況がある中、町政の発展と住民福祉の向上のため、職員ともども渾身の努力を重ねているところであります。申し上げまでもなく議会は民主政治の根幹をなす民意代表の府であり、車の両輪に例えられる議会と執行機関とが、それぞれの立場から議論を尽くし、町政発展のためにもともに歩みを進めていかななくてはなり

ません。町政への住民の期待や関心がこれまでも増して高ま  
ってきている中、今回から議員定数が 14 から 12 に減少された  
こともあり、議員お一人おひとりに係る責任も大きくなってま  
います。地域の課題や住民の方々の期待を今後の議員活動に  
反映され、町民の皆様から信頼される町政、住んでよかったと  
実感できるまちづくりに向け、ご尽力賜りますよう切にお願い  
申し上げます。

本日は正副議長を初め、委員会構成を決める初の議会であり  
ます。議員の皆様におかれましては、今後ますますご健勝でご  
活躍くださいますよう祈念しまして、私の挨拶とさせていただきます。

議 長 影治町長、ありがとうございます。  
議事進行上、小休いたしたいと思います。

(時に 9 時 05 分)

(小休中)

(時に 9 時 06 分)

議 長 小休前に引き続き、再開いたします。  
日程第 1 仮議席の指定を行います。仮議席はただいま着席  
の議席と致します。

日程第 2 議長の選挙を行います。選挙は投票で行います。  
議場の出入口を閉めます。

(議場を閉める)

ただいまの出席議員数は、12 人です。

次に、立会人の指名を致します。会議規則第 31 条第 2 項の規  
定によって、立会人に松本議員及び中川議員を指名します。

投票用紙を配布いたします。念のために申し上げます。投票  
は、単記無記名です。

(投票用紙の配布)

投票用紙の配布漏れは、ありませんか。

(な し)

「配布漏れなし」と認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

投票箱の点検が終わりました。

「異常なし」と認めます。

ただ今から投票を行います  
事務局長が指名を読み上げますので、順番に投票をお願い致します。

小休いたします。

(時に 9時11分)

(小休中)

(時に 9時17分)

議長

再開いたします。

投票を行います。

議会事務局長

事務局長

中川議員から投票をお願いします。

江本議員

川尻議員

丸龍議員

北山議員

向山議員

岩瀬議員

寺下議員

戎野議員

舛田議員

松本議員

永本議員

議長

投票漏れは、ございませんか。

(なし)

「投票漏れなし」と認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

松本議員及び中川議員、開票の立ち会いをお願いします。

選挙の結果を報告いたします。

投票総数 12票

有効投票 12票

無効投票 0票です。

有効投票のうち、岩瀬議員 6票

寺下議員 5票

中川議員 1票です。

この選挙の法定得票数は、3票です。したがって岩瀬議員が

議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

(議場を開く)

ただ今、議長に当選された岩瀬議員が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知を致します。当選人の発言を求めます。

岩瀬議員

9 番 議 員 議長就任にあたり、一言ご挨拶申し上げます。この度、議長選挙におきまして議員各位のご支援をいただき、当選させていただきましたことを誠に身に余る光栄であり、心より感謝を申し上げ、謹んでお受けいたしたいと思っております。

私は議員経験も浅く、浅学菲才であり十分な能力がなく、皆様の期待に応えていけるかどうか不安でございますが、誠心誠意最善の努力を尽くして、公正公平を主として多様化する住民のニーズに応え、執行機関と議会が一体となって本町の発展と住民の福祉の向上をめざし、職責を全うする覚悟でありますので、かねて皆様のご支援・ご協力をお願い申し上げまして就任のご挨拶といたします。ありがとうございました。

議 長 大変不慣れな臨時議長でございましたが、皆様方のご協力を賜りまして無事努めることができました。心から厚くお礼申し上げます。降壇したいと思います。

議長。議長席にお着き願います。

(新議長、議長席に着く)

小休いたします。

(時に 9時26分)

(小休中)

(時に 9時35分)

議 長 再開致します。

会議予定につきましては、お手元にご配布の追加議事日程表により進めたいと思っておりますのでご了承願います。

議 会 事 務 局 長 日程第1 議席の指定を行います。議席は、会議規則第3条第1項の規定により議長において指定することになっておりますが、抽選によって決めたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

ご異議ないようですので、議席は、くじによって定めることに決定いたしました。

これより、議席の抽選を行います。くじを引く順番は、仮議

席番号と致しますのでご了承願います。抽選を行います。

議事の都合により小休します。

(時に 9時38分)

(小休中)

(時に 9時42分)

議長

小休前に引き続き再開します。

抽選が終わりましたので、その結果を事務局長に各議員の議席番号氏名を朗読します。

事務局長

議会事務局長

- 1番 舛田議員
- 2番 岩瀬議員
- 3番 江本議員
- 4番 北山議員
- 5番 川尻議員
- 6番 松本議員
- 7番 永本議員
- 8番 寺下議員
- 9番 向山議員
- 10番 戎野議員
- 11番 丸龍議員
- 12番 中川議員

よろしく願います。移動、願います。

議長

小休します。

(時に 9時43分)

(小休中)

(時に 9時44分)

議長

小休前に引き続き再開します。

日程第2 会議録署名議員の指名の件につきまして、お諮りします。

会議規則第122条の規定により、会議録署名議員は、2名とし議長が議会において、指名することになっておりますが、従来からの慣例では、各会期ごとに議席番号順に2名ずつ指名し、12番に至ったら後、改めて、1番からはじめることにしております。指名の順番にあたった議員が指名の際、欠席をしている場合は、指名できませんので、次の議席番号の議員を指名し、次の議会においても、後戻りはしないとなっております。今後このような方法で、指名したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

ただいま、申し上げました、方法によることに決定しました。よって、これより指名します。1番舩田議員、3番江本議員兩名を指名いたします。両議員に、本臨時会の会議録署名をお願いします。

日程第3 会期決定の件を議題とします。

お諮り致します。本臨時会の会期は本日1日間といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

よって会期は 本日1日間と決定いたしました。

日程第4 副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。議場の出入口を閉めます。

(議場を閉める)

ただいまの出席議員数は、12人です。次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に松本議員及び中川議員を指名します。

投票用紙を配布いたします。念のために申し上げます。投票は、単記無記名です。

(投票用紙の配布)

投票用紙の配布漏れは、ありませんか。

(なし)

「配布漏れなし」と認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

「異常なし」と認めます。

ただいまから投票を行います。

戎野議員

10番議員 ……所信というか表明をしてからさしていただきたいと思  
いますのでお願いします。

議長 小休をお願いします。

(時に 9時51分)

(小休中)

(時に 9時54分)

議長 再開します。  
ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を  
読み上げますので、順番に投票を願ひ致します。

議会事務局長 1番 舩田議員からお願いします。  
3番 江本議員  
4番 北山議員  
5番 川尻議員  
6番 松本議員  
7番 永本議員  
8番 寺下議員  
9番 向山議員  
10番 戎野議員  
11番 丸龍議員  
12番 中川議員

議長 投票漏れは、ございませんか。  
(なし)  
「投票漏れなし」と認めます。  
投票を終わります。  
開票を行います。  
松本議員及び中川議員、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)  
選挙の結果を報告いたします。  
投票総数 12票  
有効投票 12票  
無効投票 0票です。

有効投票のうち  
向山議員 7票  
戎野議員 5票

この選挙の法定得票数は、3票です。  
したがって向山議員が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。  
(議場を開く)

ただいま、副議長に当選された向山議員が議場におられます。  
会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知をします。当  
選人発言を求めます。

9番議員 ただ今、副議長に選任されました向山です。この言葉はすい  
ません、準備しておりませんでしたけれども、先ほどのごあい

さつの中にありましたように、私としては副議長としてその職務を全うできるように頑張りたいと思います。繰り返しになりますけれども、開かれた議会、それから議長と共に町民に信頼される議会、それから町民の付託に応えられる議会になりますように努力したいと思います。なにぶんですね、職務を全うする中でお気づきの点等ありましたら、なんでも結構ですので指導を賜りたく思います。どうもありがとうございました。

議

長 議事の都合で小休します。

(時に 10 時 03 分)

(小休中)

(時に 13 時 00 分)

議

長 小休前に引き続き再開いたします。

日程第 5 常任委員の選任についてを議題と致します。

お諮りします。

常任委員会の選任については、委員会条例第 6 条第 1 項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。

以上、それぞれの委員に任命いたしますので、ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

したがって、常任委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

日程第 6 議会運営委員の選任についてを議題と致します。

お諮りします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第 6 条第 1 項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。

以上委員に任命します。これに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

よって、議会運営委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

日程第 7 特別委員会の設置についてを議題と致します。

お諮りします。

小休中にお話し、したとおり議員の任期満了により消滅しま

した特別委員会ですが、5人の委員をもって構成する議会広報特別委員会、6人の委員をもって構成する「テレビ中継特別委員会」それぞれ設置し、これに付託の上、議会が調査終了を議決するまで、継続調査をすることにしたいと思えます。ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。  
議会広報特別委員会、テレビ中継特別委員会を設置することに決定しました。

日程第8 特別委員の選任についてを議題と致します。

お諮りします。

特別委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定によってお手元に配りました名簿のとおり指名したいと思えます。ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

したがって、特別委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

日程第9 海部郡特別養護老人ホーム事務組合議員の選任について

日程第10 海部老人ホーム事務組合議員の選任について

日程第11 海部衛生処理事務組合議員の選任について

日程第12 海部消防組合議会議員の選任について

日程第13 美波町国民健康保険運営協議会委員の選任についてまでを一括議題といたします。

お諮りします。

海部郡特別養護老人ホーム事務組合議員の選任について

海部老人ホーム事務組合議員の選任について

海部衛生処理事務組合議員の選任について

海部消防組合議会議員の選任については、規定で議員は、議長を充てるとなっております。

また、美波町国民健康保険運営協議会委員の選任については、議長及び文教厚生委員長、副委員長を選任することにご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

したがって、日程第9海部郡特別養護老人ホーム事務組合議員の選任についてから日程第13美波町国民健康保険運営協議会委員の選任についてまで、委員名簿のとおり選任することに決定しました。

日程第14 町長提案理由の説明を議題といたします。

本臨時会に提出されております議案は一覧表にありますとおり議案第36号専決処分報告であります。町長に提案理由の説明を求めます。

町長

町長 提案理由の説明をする前に、長時間にわたり慎重なご協議の結果、新しい議会の体制が整いましたことに対しまして、先ずはお礼申し上げます。

正副議長を始め、それぞれの要職に就かれました議員各位には、今後議会の円滑な運営と町政発展のため、格段のご指導、ご尽力を賜りますようお願い申し上げる次第でございます。

さて、本臨時議会におきましてご審議をお願いする議案につきましては、専決処分報告議案1件でございます。それではご審議賜ります議案につきましては、その概要を順次ご説明申し上げます。議案第26号専決処分の承認を求めることについては、地方自治法第179条第1項の規定により、条例の一部改正2件並びに平成25年度の一般会計と特別会計7件、合わせて9件の専決処分をさせていただいておりますので、ここにご報告を申し上げ、ご承認賜りますようお願いするものであります。

まず先決第1号 美波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、地方税法施行令の一部改正に伴う国税条例の改正でございます。改正の内容は国民健康保険税の課税限度額の引き上げでございます。後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を140千円から160千円に、介護納付金課税額の課税限度額を120千円から140千円にそれぞれ引き上げるものでございます。また保険税の軽減措置として、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者の数に世帯主を含めることとし、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を350千円から450千円に引き上げるものでございます。

専決第2号 美波町税条例の一部を改正する条例の制定については、平成26年度の税制改正に伴いまして、地方税法の地位部を改正する法律が3月31日に公布され、原則として4月1日

から施工されることとされたことから、3月31日に専決処分をしたものでございます。今回の地方税法の主な改正項目は、所得税及び住民税における給与所得控除について控除水準の適正化を図る観点から、個人住民税における給与所得控除の上限額が見直されました。また地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の一部が地方法人税として国税化され、地方交付税の原資とされました。これにともない法人町民税については、法人税割の標準税率が引き下げられました。また国及び地方を通じた自動車関連税制の見直しに伴い、軽自動車税が引き上げられました。これらの地方税法の改正に伴い、美波町税条例において関連する項目について改正を行ったものでございます。

専決第3号 平成25年度美波町一般会計補正予算（第5号）は歳入歳出予算の総額からそれぞれ2,874千円を減額し、歳入歳出予算の総額を5,798,793千円といたしております。補正の主なものは、繰越明許費及び地方債の補正と、歳入については収入額の決算見込みによる追加及び減額と、歳出についてはそのほとんどが事務事業の完了に伴う減額補正であり、追加補正の主なものは基金費と予備費でありまして、財政調整基金費で169,999千円、減債基金費で13,999千円、ふるさと振興基金費で5,000千円、ふるさと応援基金費で1,130千円、予備費で30,663千円をそれぞれ追加いたしております。

専決第4号 平成25年度美波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ68,506千円を減額し、歳入歳出予算の総額を1,188,541千円といたしております。事務事業の完了見込等による調整予算でありまして、主なものとして歳入では国庫支出金で11,145千円、共同事業交付金で37,465千円、繰入金で30,286千円をそれぞれ減額しております。歳出では療養所費で17,336千円、共同事業拠出金で44,258千円それぞれ減額しております。

専決第5号 平成25年度美波町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は補正額はありませんが、繰越明許費として谷裏配水池建設改良事業に8,500千円といたしております。

専決第6号 平成25年度美波町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出総額予算の総額からそれぞれ2,600千円を減額し、歳入歳出予算の総額を17,744千円といたしております。事務事業の完了見込による調整予算でありまして、歳入では一般会計繰入金で2,600千円減額し、歳出では主に下水

道管理費の需用費で 500 千円、役務費で 1,000 千円、委託料で 800 千円それぞれ減額しております。

専決第 7 号 平成 25 年度美波町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）は歳入歳出予算の総額からそれぞれ 2,234 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を 133,409 千円といたしております。事務事業の完了等による調整予算でありまして、主なものとして歳入では一般会計繰入金で 3,899 千円減額し、繰越金で 1,043 千円追加しております。歳出では下水道総務費の負担金補助及び交付金で 700 千円、公課費で 2,000 千円それぞれ減額し、下水道整備費の工事請負費で 764 千円、補償補填及び賠償金で 1,000 千円それぞれ追加し、下水道管理費の需用費で 1,000 千円減額しております。

専決第 8 号 平成 25 年度美波町国民健康保険阿部診療所特別会計補正予算（第 2 号）は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 2,870 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を 36,065 千円といたしております。事務事業の完了等による調整予算でありまして、歳入の主なものでは国民健康保険収入で 2,200 千円減額いたしております。歳出では一般管理費の賃金で 1,700 千円減額、繰越金で 1,930 千円追加、医業費の需用費で 2,300 千円を減額しております。

最後に専決第 9 号 平成 25 年度美波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 3,424 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を 131,161 千円といたしております。事務事業の完了等による調整予算でありまして、主なものとして歳入では保険基盤安定繰入金で 3,660 千円減額し、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金で 3,666 千円減額いたしております。

以上簡単でございますが、提案理由の説明といたします。なお議案の詳細につきましては、担当課長から説明をいたさせますので、ご審議の上、原案どおりご承認を賜りますようお願い申し上げます。町長提案理由の説明といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

議

長 以上で町長の提案理由の説明が終わりました。

日程第 15 議案第 36 号専決処分報告について、専決第 1 号から第 9 号まで計 9 件を一括議題といたします。

ご異議ございませんか。

（異議なし）

「異議なし」と認めます。

議案第 36 号専決処分報告、専決第 1 号から第 9 号まで、専決処分について承認を求める件 9 件を一括議題とします。

当局の説明を求めます。

総務企画課長

総務企画課長 (議案第 36 号の説明をする)

議 長 保健福祉課長

保健福祉課長 (専決第 1 号の説明をする)

議 長 税務課長

税務課長 (専決第 2 号の説明をする)

議 長 総務企画課長

総務企画課長 (専決第 3 号の説明をする)

議 長 小休します。

(時に 14 時 20 分)

(小休中)

(時に 14 時 35 分)

議 長 再開します。

保健福祉課長

保健福祉課長 (専決第 4 号の説明をする)

議 長 水道課長

水道課長 (専決第 5 号の説明をする)

議 長 建設課長

建設課長 (専決第 6 号・7 号のの説明をする)

議 長 支所次長

支所次長 (専決第 8 号の説明をする)

議 長 保健福祉課長

保健福祉課長 (議案第 9 号の説明をする)

議 長 説明が終わりました。

質疑を行います。

江本議員

3 番 議 員 国民健康保険の中でお伺いしたいんですが、療養給付費がかなり減額ってということで、これ載っとなんですが、これの要因ですね、皆さんが元気で病院に掛ってないというように思いたいんですが、この要因としてちょっと聞きたいんですが、人口、対象人口が減ってということで減っておるのか、そこのところはどのように感じておるのかちょっと教えていただきたいんですが。

議 長 保健福祉課長

保健福祉課長 お答えいたします。一応まあ決算見込みではございますが、

実際のところ前年度の保険給付費よりは全体で10,000千円ぐら  
いは増となっております。この減額補正については例年予算を  
組む段階で増額になるという見込みである程度多く見込んでお  
りましたので、その分が減額したもので、実質保険給付費全体  
では10,000千円ぐらいの増となっております。また後、被保険  
者数についても、年々100人程度減少していた状況ではございま  
したが、平成25年度については、5年度末については概ね被保  
険者数も変わらず、横ばいの状況であることが予想されており  
ます。以上でございます。

議 長 江本議員  
3 番 議 員 ほういうことであれば予算の最終的な調整で変わっている言  
うことで、療養費が下がったとかっていうほういうふうな要因  
でもなし、逆に言うたらまだ増えとるって言うようなところも  
ちよっと見えるんかなあ、そこのところちよっと。増えるって  
いう感じでもないん。

議 長 保健福祉課長  
保 健 福 祉 課 長 診療報酬、給付費全体の支払いが終了しまして、前年度に平  
成24年度と比べますと10,000千円ぐらいは増えております。  
この要因については、やはり具体的に高医療費がこんなけあっ  
たっていうんはちよっと分かりかねますけど、全体に横ばい状  
態と被保険者数が思ったより減らなかったというのが要因と思  
います。

議 長 ほかに質疑はありませんか。  
これで質疑は終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
「討論なし」と認めます。  
議案第36号専決処分報告、専決第1号から第9号まで計9  
件についてを一括採決します。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。  
(異議なし)  
「異議なし」と認めます。  
議案第36号専決処分報告、専決第1号から9号まで計9件は  
原案のとおり承認されました。

日程第16 農業委員会の委員の推薦についてを議題としま  
す。

お諮りします。

議会推薦の農業委員は、湯浅純子殿、佐竹つるゑ殿、以上の方を推薦したいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし)

「意義なし」と認めます。

議会推薦の農業委員は、湯浅純子殿、佐竹つるゑ殿以上の方を推薦することに決定しました。

日程第 17 選挙管理委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって、指名推薦にしたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

選挙の方法は、指名推薦で行います。

お諮ります。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員には、片山興自殿、泉壽殿、上田美千代殿、矢倉悦代殿。補充員には、別宮健市殿、濱田文則殿、別宮憲一郎殿、冨田達子殿、以上の方を指名します。

お諮ります。

ただいま、議長が指名しました方を、選挙管理委員及び同補充員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

したがって、ただいま指名しました方々が選挙管理委員及び同補充員に当選されました。

小休します。

(時に 15 時 07 分)

(小休中)

(時に 15 時 10 分)

議長 再開します。

本日町長から、議案第 37 号 監査委員の選任についてが提出されました。本件を日程に追加し、追加日程 18 として議題にし

たいと思いますがご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

議案第 37 号 監査委員の選任についてを議題とすることに決定しました。町長に提案理由の説明を求めます。

町長

町長 追加提案させていただく議案のご説明を申し上げます。ご審議いただきますのは、議案第 37 号の美波町監査委員の選任についてであります。美波町議会議員の任期が平成 26 年 5 月 13 日を以て満了したことに伴い、議会から推薦頂きました寺下博子氏を議員選出の監査委員として選任いたしたく、議会の同意を求めるところでございます。以上簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願い致します。

議 長 日程第 18 議案第 37 号監査委員の選任についてを議題とします。当局の説明を求めます。

総務企画課長

総務企画課長 (議案第 37 号の説明をする)

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

議案第 37 号は、原案のとおり同意されました。

本日、各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長、特別委員会委員長から所管事務のうち、会議規則第 73 条の規定によって、お手許にお配りした所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

本件を日程に追加し、追加日程 19 として議題にしたいと思いますがご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

よって、所管事務の閉会中の継続調査の件を日程に追加し、追加日程第 19 として議題とすることに決定しました。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。

本臨時会の会議に付された事件は、すべて 終了しました。本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

本臨時会は、本日で閉会することに決定しました。これで本日の会議を閉じます。

平成 26 年第 2 回美波町議会臨時会を閉会します。どうもありがとうございました。

(時に 15 時 15 分)

左記、会議の次第は書記の記載したものであるが、その正確を証するために署名する。

平成 26年 6月 3日

美波町議会議長 岩瀬 公

議会議員 舩田 邦人

議会議員 江本 昇